



## 事業者の代行申請

### 代行申請の同意書

代行申請同意書 代表者名の記名押印（認印）

### 個人情報取り扱い・システム利用規約の同意書

個人情報取り扱い同意書  システム利用規約同意書

※代表者による署名または記名押印（認印）

## ステップ1 事業者確認書類の提出

### 建設業許可なし（いずれか1点）

- |   |  |
|---|--|
| (法人)<br><input type="checkbox"/> 法人税または事業税の確定申告書<br><input type="checkbox"/> 納税証明書+履歴事項全部証明書<br>※法人税、事業税、消費税のいずれか | (個人・一人親方)<br><input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書<br><input type="checkbox"/> 納税証明書<br>※所得税、事業税、消費税のいずれか<br><input type="checkbox"/> 個人事業開業届 |
|---|--|

### 建設業許可あり（いずれか1点）

- 建設業許可通知書  
 建設業許可証明書

資本金確認書類は不要（次へ）  
※資本金のない個人事業主、一人親方も提出不要

※確定申告書は収受日付印が1年以内のもの（電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）」も提出）  
※納税証明書および履歴事項全部証明書は証明日が1年以内のもの  
※個人事業開業届は届け出日から1年以内のもの

### 資本金確認書類（いずれか1点）

- 履歴事項全部証明書  
 現在事項全部証明書  
 事業税または法人税の確定申告書

## 技能者の代行申請

### 代行申請の同意書

代行申請同意書 本人の署名または記名押印+所属事業者の記名押印（必須・認印）

### 個人情報取り扱い・システム利用規約の同意書

個人情報取り扱い同意書  システム利用規約同意書

※本人署名のみ

## ステップ1 技能者本人確認書類の提出

### 顔写真（撮影後6か月以内のカラー写真）

JPEGデータ（294×378ピクセル） ※入力時に編集可

### 本人確認書類（いずれか1点）

- |   |   |
|---|---|
| (日本国籍の場合)<br><input type="checkbox"/> 運転免許証（表/裏面）<br><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（表面） | (外国籍の場合)※アルファベット表記<br><input type="checkbox"/> 在留カード（表/裏面）<br><input type="checkbox"/> 特別永住者証明書（表/裏面） |
|---|---|

### 上記の書類が提出できない場合（日本国籍・外国籍）

パスポート（表/裏面）+ 住民票 ※現住所記載の顔写真無し証明書類

通称名（旧姓名）の印字を希望する場合（本名と通称名の情報が確認できるいずれか）

運転免許証・住民票・マイナンバーカード・全部事項証明書

※上記書類が用意できない場合は認定登録機関で申請する

## ステップ2 社会保険確認書類の提出

### 健康保険確認書類（いずれか1点）

- 全国健康保険協会（協会けんぽ） 加入有  
 領収書等  納入証明書  適用通知書等  決定通知書  支払届
- 健康保険組合 加入有  
 領収書等
- 健康保険適用除外（国保組合） 適用除外001  
 加入証明書  領収済証等  承認証
- 5人未満個人事業所は証明書類不要 適用除外002

### 年金保険確認書類（いずれか1点）

- 厚生年金 加入有  
 領収済証等  納入証明書  適用通知書  決定通知書  支払届
- 5人未満個人事業所は証明書類不要 適用除外021

### 雇用保険確認書類（いずれか1点）

- 雇用保険 加入有  
 加入証明書  適用事業所設置届  納付書・領収証書  申告書  
 納入通知書  その他（賃金報告、台帳など）
- 従業員無しは証明書類不要 適用除外041

### 退職金制度確認書類（加入している場合）

- 建設業退職金共済制度（加入・履行証明、契約者証）  
 中小企業退職金共済制度（加入証明、共済手帳）

### 労災保険特別加入確認書類（加入している場合のみいずれか1点）

- 労災保険加入証明証  
 労働者災害補償保険 特別加入証明証（一人親方の場合）

### 健康保険確認書類

- 全国健康保険協会（協会けんぽ）  船員保険  
 健康保険組合  各種共済組合
- いずれかに加入有  健康保険証
- 健康保険適用除外 国保組合  健康保険証
- 国民健康保険 適用除外001~009  健康保険証
- 後期高齢者医療制度 適用除外010  後期高齢者医療被保険証

### 年金保険確認書類（いずれか1点）

- |   |  |
|---|--|
| (厚生年金加入の場合)<br><input type="checkbox"/> 厚生年金加入証明書（雇用主作成）<br><input type="checkbox"/> 健康保険被保険者資格取得等確認通知書 | (国民年金加入の場合)<br><input type="checkbox"/> ねんきん定期便<br><input type="checkbox"/> 領収書等 |
|---|--|

### 雇用保険確認書類（いずれか1点）

- 雇用保険被保険者証  雇用健康保険被保険者資格取得等確認通知書

### 退職金制度確認書類（加入している場合）

- 建設業退職金共済手帳  中小企業退職金共済手帳

### 詳細型で登録

労災保険特別加入確認書類（加入している場合のみいずれか1点）

- 労災保険加入証明証  労働者災害補償保険 特別加入証明証（一人親方の場合）

### 各種資格等確認書類

- 保有資格証明書類  登録基幹技能者講習修了証  
 研修受講・修了証明書類  表彰証明書類

※詳細型では、健康診断の記録、学歴（主任技術者・監理技術者の場合）の登録も可能

### 簡略型で登録

登録終了（次へ）  
※登録後に詳細型への移行も可能

## ステップ3 登録料の支払い・ID通知・カード発行

### 事業者登録料の支払い

- 資本金500万円未満~5,000万円未満 6,000円~48,000円 ※消費税含む  
 資本金5,000万円以上 60,000円~2,400,000円  
 個人事業主 6,000円  
 一人親方 無料

※事業者登録の際に管理者ID（最初の1ID）が自動作成されます。

### 事業者IDの通知

### 技能者登録料の支払い（詳細型・簡略型）

- 詳細型 4,900円  簡略型 2,500円 ※消費税含む  
 ※簡略型から詳細型への移行では差額2,400円の支払いが必要

### 技能者IDの通知

### 建設キャリアアップカードの発行

注）事業者登録を行うと、建設キャリアアップシステムにおいて事業者情報（現場情報を含む）を管理するために必要な事業者責任者のID=管理者IDが自動作成される。事業者は管理者IDの利用料金として、毎年1IDあたり11,400円（税込）が必要。なお管理者IDは、有償で追加できる。一人親方の場合の管理者ID利用料は、毎年2,400円。

注）現場・契約情報を設定する際に必要となる現場管理者の管理者ID利用料は無料。（現場管理者とは、施工体制の登録をしたり、カードリーダーの設定、さらに「建レコ」の操作をするユーザー。）

出典：建設キャリアアップシステムウェブサイト（一般財団法人建設業振興基金）（<https://www.ccus.jp/>）

「インターネット申請ガイドランス」（<https://www.ccus.jp/p/support#inta>）より作成©行政書士佐々木秀敏事務所（CCUS登録行政書士/CCUS認定アドバイザー）

〒989-3207 宮城県仙台市青葉区中山山西2番地の8 TEL.022-725-2280 FAX.022-719-7290 mail-ccus@hide-gyousei.jp <https://miyagi-ccus.com>

行政書士佐々木秀敏事務所は、建設キャリアアップシステム公認の公式「CCUS認定アドバイザー」です

